

ハワイ大ロー・スクール探訪

榎 透

はじめに

ハワイといえば、多くの方は何を思い出すだろうか。さんさんと輝く日光、サーフィン、賑わうビーチ、パンケーキやロコモコといった食べ物、あるいはウクレレやフラダンスであろうか。地上の楽園とも思える彼の地で、筆者は家族とともに幸福な一年を過ごした。2014年度特別研究員（特例）として、ハワイ大学ロー・スクール（William S. Richardson School of Law, University of Hawai'i at Mānoa）で在外研究を行ったのである。本稿は、講義と学内業務という大学教員の日常に追われている筆者の、すでに忘れつつある在外研究の備忘録である。

1. ハワイ大学ロー・スクールの位置

ハワイ大学は、1907年に設立され、現在では州憲法（第10条第5節）にその設立の根拠をもつ州立の高等教育機関である。日本でよく知られているのは、ハワイ大学の中でもオアフ島ホノルル市内・マノア地区にあるマノア校であろう。しかし、マノア校の他にも、西オアフとハワイ島のヒロには大学のキャンパスがあり、また、それとは別に7つのコミュニティ・カレッジがある。

さて、ワイキキ・ビーチから15分ほど山を目指して車を北へ走らせれば、ハワイ大学マノア校にたどり着く。マノア校には、6つのカレッジと9つのスクールがあり、理系も含むほぼ主要な学問分野を網羅している大規模な大学である。その敷地も広い。ホノルルはアメリカ全土の中でも治安が良く、その中でもマノア地区は治安がとて良いといわれる。マノアにワイキキのような賑わいはない。しかし、大学のキャンパスの中は活気があり、それでいて大学の周辺は大変静かである。大学から少し北西へ歩けば、閑静な住宅街であり、その中には広大な敷地をもつ学長公邸（President House）も存在する。ちなみに、ハ

ワイといえば、ビーチを思い浮かべる方が多いと思うが、大学のある場所はどちらかといえば山に近い。天気も山のそれであって、毎日のように雨がざっと降る。しかし、雨は少ししたら止み、その後にはしばしば虹を見ることができる（ちなみにハワイの虹は6色である）。

キャンパスに入る Dole Street と University Avenue とが交差した北東の角には、広い芝生があり、そこには“UNIVERSITY OF HAWAII MANOA”（「ハワイ大学マノア校」）と書かれた大きな石銘板がある。その角を右に曲がり右手に見える一角がハワイ大学ロー・スクールである。正式には、その設立に中心的役割を果たした元ハワイ州最高裁判所長官 William S. Richardson の名前を取り、ウィリアム・S・リチャードソン・ロー・スクールと呼ばれる。ハワイ州唯一のロー・スクールである。



ロースクールの中庭

ロー・スクールはマノアのキャンパスの最も南側に位置する。そこには、ロー・スクールの教員や学生のための2階建ての口の字型の建物と専用の図書館がある。建物には、教員の研究室、通常の教室やゼミ室、演習室、法廷教室、事務職員の部屋などが配置され、口の字型の建物ゆえに中庭がある。専任教員が約20人、学生も1学年約90人であるから、建物自体は専修大学に比べれば小さいものであるが、人数からすればなかなか充実した施設といえる。中庭で談笑や議論をする学生たちの姿をよく目にした。

2. ロー・スクールの憲法教育

ロー・スクールの授業は、秋学期が8月から12月まで、春学期が1月から5月までである。夏休みや冬休みは、通常の授業は休みであるが、メイン・ランドから訪れた研究者による集中講義が行われる。数多い講義の中で筆者が参加した主なものは、憲法である。憲法の講義には、Constitutional Law と Constitutional Law が置かれ、他のいくつかの実定法科目と同様に、前者は必修科目とされていた。Constitutional Law では、法曹を育てるロー・スクールらしく、司法権、すなわち裁判所が審査する紛争とは何かという問題から始まり、連邦政府の州際通商規制権限などの連邦と州との関係を勉強する。

Constitutional Law では、憲法上の人権について学ぶもので、筆者が受けた講義では平等にかなりの時間を割いていた（3月末で帰国したため、表現の自由を受講できなかった……）。筆者は両者ともに Andrea Freeman 教授の講義を受講したが、教授は、ケース・ブック（Kathleen M. Sullivan & Gerald Gunther, Constitutional Law 18th）を使用し、多くの学生（必修の では約 80 名ほど。必修科目でない では と比べて履修者数がかかなり少なかった）を相手に双方向の授業を展開していた。少し意外であったのは、授業では判決の原本ではなく常にケース・ブックを用いていたことである。それでも 1 回の講義では、かなりのページ数を読み込まなければならない。もっとも、ロー・スクールの学生はみんな寝る間も惜しんで猛勉強している、という渡米前にもっていた筆者のロー・スクール学生に対するイメージは、講義における発言等から推測する限りではあるが、必ずしも正確とはいえないようである。

憲法に近い科目としては、Federal Courts という科目がある。アメリカ合衆国では、連邦憲法（合衆国憲法）を頂点とする連邦法の体系と、各州憲法を頂点とする各州法の体系とがあり、連邦法上の問題は連邦の裁判所で、州法上の問題は州の裁判所で判断される。しかし、州（憲）法上の問題が連邦最高裁判所で争われる場合がある。この科目を学べば、連邦裁判所と州裁判所の裁判管轄について知ることができる。筆者は受講しなかったが、テキストには Peter Low, John C. Jeffries & Curtis A. Bradley, Federal Courts and the Law of Federal-State Relations 8th が指定されていた。ちなみに、合衆国控訴裁判所（9 区）の裁判が、ロー・スクールの法廷教室で行われることがあった。これは、もちろん正式の裁判である。高等裁判所の審理が専大の法廷教室で行われるようなものである。裁判の後で、裁判官と学生の交流の機会があるようだ。筆者は残念なことにこのイベントに参加する機会を逃した。その日はカメハメハ大王像の後ろにあるハワイ州最高裁判所で、ハワイを揺るがす大事件の口頭弁論があり、そちらを傍聴していたのであった。

ロー・スクールには、連邦憲法の講義が開講されているのに対し、ハワイ州憲法の講義は正規科目として開講されていない。集中講義という形で開講されることがあると聞いたが、州憲法を含む州法については実務家になってから十分に対応できるということなのであろう。ハワイ大ロー・スクールの卒業した学生がハワイ州の法律家になるとは限らないから、当然のことなのかもしれないが、ハワイ州民にとっての基本法であろう州憲法を学ばないことには少々不思議な気もした¹⁾。

ところで、筆者が客員研究員として滞在していた年度には、集中講義として、ハーバー

ド大学の Vicki C. Jackson 教授による比較憲法が開講された。その講義では、筆者にも関心のあるヘイト・スピーチ規制と表現の自由との関係や、妊娠中絶とプライバシーの権利との関係といった問題が取り上げられた。日本の比較憲法学では、比較にあたり、アメリカ合衆国憲法だけでなく、ドイツやフランス、近年はアジア諸国などの憲法にも目配りを行っている。これに対して、Jackson 教授の講義も含むアメリカの比較憲法学の著作では、カナダをはじめ複数の国の憲法が比較の対象とされるものの、英語圏の国の憲法に限定されていることが多い。しかし、多様なタイプの憲法を比較するという観点からいえば、英語圏の国の憲法に限定するのではなく、他の言語圏の国の憲法も分析の対象にされるべきであろう。この点では、日本の憲法学は健闘しているといえよう²⁾。

3. ロー・スクールと日本、アジア

アメリカ合衆国には、白人や黒人、ヒスパニック系住民、アジア系住民など様々な人びとが住んでいる。このことはハワイ州にも当てはまるが、同州に特徴的なのはアジア系住民が多数を占めることである。ハワイでは白人は少数派である。筆者の小学生の子どもが夏休みに通ったサマー・ファンでは、毎週、特定の国や地域——日本の他に、ハワイ、中国、韓国、北朝鮮、フィリピン、ポルトガル、プエルトリコ——について学ぶプログラムが組まれており、ハワイとアジアとの関わりの深さをうかがい知ることができる。

ハワイ大学の中でも、至る所でアジア系の学生を見かける。もちろん、アジア系といっても、日系はもちろんであるが、中国系、韓国系、東南アジア系と、いろいろである。大学のキャンパス・センター内にある学食に行くと、ご飯のあるお弁当を購入することができる。甘辛ソースの唐揚げがご飯の上に乗っているだけのものを、筆者はよく食べた。食に関していえば、大学の外には、ワイキキ周辺のレストランやアラモアナ・ショッピングセンターなどで日本食を食べることのできるお店はたくさんある。少しお金を出さなければならぬが、日本の食材を扱うスーパーで納豆や豆腐、刺身、薄切り肉などを購入でき、

1) ハワイ憲法は多様な規定があり面白い憲法である。マーク・レヴィン、榎透「アメリカ合衆国における連邦憲法と州憲法の関係のダイナミクス——婚姻平等（同性婚）を例として」『法律時報』87巻5号（2015年）92-93頁を参照。

2) 近年、日本の憲法学では、審査基準に変わる審査方法として三段階審査の研究が進んでいる。ドイツやカナダといった国々の三段階審査について分析し、さらに、それらに関するアメリカの議論をふまえた「三段階審査」論は、種々の国の憲法を研究する者が集う日本の憲法学者の共同研究によって、意味のある研究成果を世界に発信することができるように思われる。

おかげで土用の丑の日にはウナギにもありつけた。ロー・スクール近くのスーパーである nijiya には毎週お世話になった。

図書館に行けば、私たちは日本語の書籍を多く目にするだろう。州立マノア図書館には、日本の小説がそれなりに所蔵されている。また、ハワイ大学の図書館では、日本で出版された数多くの専門書・一般書を読むことができる。例えば、大学のハミルトン図書館には石ノ森章太郎の漫画『日本の歴史』（中公文庫）全 55 巻が所蔵されていた。ロー・スクールの図書館に行けば、ジュリスト（有斐閣）や法律時報（日本評論社）、判例時報（判例時報社）といった日本の法律系雑誌を読むことができる。雑誌以外でも、本学の増田先生の御著書『租税憲法学』（成文堂）や芦部信喜『憲法』（岩波書店）といった法律書も多数備えられていた。ちなみに、在外研究期間中に公刊された、永山茂樹教授、三宅裕一郎教授、筆者の 3 人の共著である『判例ナビゲーション憲法』（日本評論社）も、筆者がロー・スクールに寄贈したので、現在、図書館に所蔵されているはずである。

ところで、ハワイ大ロー・スクールはアジアを重視している。ロー・スクールでは、Pacific Asian Legal Studies を学べるコースがあり、アジア法の授業が充実している。Law & Society in China とか、Asian Comparative Labor Law、Topics in International Legal Studies: Southeast Asia などの科目が用意されていた。日本法に関していえば、筆者の受入教員であった Mark A. Levin 教授の担当する Law & Society in Japan という科目が開講されている。この講義では、学生がケース・ブックでの実定法学習に慣れていることから、日本の六法全書の目次を用いて制定法の仕組みを学習することからはじめ、英文で書かれた文献やニュースを用い、法科大学院や裁判員制度を含む日本の司法システム、戸籍、外国人の参政権、ヘイト・スピーチ規制などの時事的問題を素材として、日本の法と社会について考察する。受講生は Constitutional Law に比べると少なかったが、かなり熱心に取り組んでいた。その中で印象的であったのは、衆議院議員選挙の 1 票の較差をめぐる判決に関するクラスの反応である。周知の通り、日本の 1 票の較差をめぐる議論では、法の下での平等を重視する観点から特に 2 倍を超える較差の憲法適合性判断については——「2 倍」という数字に——極めて敏感である。しかし、1.9 倍とか、2.2 倍とか 2 倍にこだわる日本の議論は、ハワイ大ロー・スクールの人びとにとって滑稽なものに映るようだ。日本の憲法学は、憲法の平等規定に基づき 1 票の較差の問題を論ずる手法について、Wesberry v. Sanders, 376 U.S. 1 (1964) などのアメリカ合衆国の最高裁判例から学んでいる。しかし、考えてみれば、Wesberry 判決は州内の選挙区間の投票価値の平等を問題に

しているのであって、合衆国という国全体の選挙区間についてのそれを問題とするものではない。これは、法制度の異なる外国のものを参考にして日本の問題を解決するという比較法の難しさを感じさせる出来事であった。

また、ロー・スクールには、外国からの学生や研究者を受け入れるプログラムがある。筆者も、専修大学の制度では特別研究員（特例）として在外研究を行ったが、ロー・スクールの客員研究員になるにあたり同スクールの International Visiting Scholars Program を利用した。このプログラムの利用者は、少なくとも筆者がいた時には、アジア——といっても、日本、中国、韓国——からの研究者が多かった。客員研究員同士（その家族を含む）の交流は、日本人同士の場合は日常生活から研究活動に至るまで密であったが、中国や韓国から来た研究員との交流は必ずしも多くなかった。それでも、このプログラムの責任者 Spencer Kimura 氏が主催したアラモアナ・パークでのバーベキューや、オアフ島 1 周バスツアー（これらの企画は、LLM プログラムの学生と一緒にあった）、また、Levin 教授が主催した Happy Days でのランチ、さらに研究会——ASIA LAW TALK (2014 年 11 月 25 日開催)、TOWARD NULLIFICATION OF HATE SPEECH IN JAPAN: AN INTERNATIONAL AND INTERDISCIPLINARY DIALOGUE (2015 年 2 月 17 日開催)——などで一緒になった。ところで、研究会といえば、ロー・スクールでは授業期間中のランチタイムを利用し



ASIA LAW TALK で報告する筆者

て、スタッフ・セミナーが頻繁に開催されていた。筆者が専修大学に入職した頃、火曜日には法学研究所の研究会がしばしば開かれていたと記憶している。このところ、火曜日といえば、会議のオンパレードで研究会に時間を割く余裕のないことは承知しているが、多くのスタッフが集まれる曜日・時間に研究会を開くことは、法学部教員の研究の活性化という点で意味のあること

とだと思う。

筆者が参加したイベントには、研究以外のものも多くあった。特に 10 月から年末にかけての 3 ヶ月は、ハロウィン、感謝祭、そしてクリスマスと、町も賑わう時が続く。ハロウィンでは、筆者の子どもが通っていたプリスクール (preschool) や小学校だけでなく、

ロー・スクールまでも仮装した者がそれぞれの学校に集まっていた。夜は夜で家族で近所の家を回って“Trick or Treat”といいお菓子をもらった。筆者の住んでいた辺りにも、遠方から人が集まり、普段は見られない賑わいであった。ハロウィンというイベントの盛り上がりには驚いたものである。また、ロー・スクールのイベントではないが、客員研究員を招待する学長公邸での大学主催のパーティーや、ハワイ大にいる客員研究員とその家族が招待された Baptist Center での感謝祭ディナー、子どもたちの通うプリスクールや小学校³⁾でのクリスマスで行われたイベントなど、イベントには事欠かない1年であった。

4. ハワイで生きる道

筆者にとってハワイでの研究や生活は非常に楽しいものであった。時間的なゆとりがあったからであろうし、聞きたい授業を受けることの楽しさを改めて思い知ったからである。受入教員の Levin 教授や Kimura 氏には、本当にいろいろと良くしていただいた。Law & Society in Japan が終わった後、家が近かったこともあって、しばしば Mark (筆者は親しみを込めて、Levin 教授のことをこう呼んでいた) と話しながら家路についたことは、貴重な経験であり、今となっては良い思い出である。日本に生活の基盤があって、専修大学が教育・研究の本拠地であることは、むろん分かっているのだが、正直に言えば、時折、あの充実していたハワイに帰りたくなる。しかし、実際にハワイで暮らしていくとなると、これはなかなか大変である。

何といっても、まずはお金であろう。アメリカ合衆国の大都市ではどこでも生活費がかかると思うが、ホノルルもその例外ではない。大学から在外研究を行う研究員に対して支給される給与以外の滞在費では、毎月の家賃もまかなえない。東京に比べて食費などの生活費もかかる。現地の人のお話では、ハワイの物価が高いのは、多くの物が島外から入ってくるため輸送コストがかかるからである。堅実に生活費を稼ぐことのできる職に就いている人はともかく、必ずしもそうでない人は日常生活を送るだけでもが大変であるに違いな

3) 筆者の子どもが通学していたハワイの公立小学校では、種々の行事がよく開催されたが、PTA はその都度保護者にボランティアを募っていた。これに対し、日本の公立小学校でも各種行事が行われるが、そこでは「強制加入団体」ともいえる PTA が、保護者に対してしばしばそれら諸行事に関わることを要求する。筆者の子どもが現在通学する小学校でも、保護者は6年間のうち1年間は委員を担当するものとされ、行事の時はもちろんのこと、何故か昼間の時間帯に開催される会議への出席を要求される。保護者が昼間に働きに出ているか否かの事情は全く勘案されない。彼我の違いに嘆息せざるを得ない。

い。フリー・ペーパーにある時給 \$10 という求人募集を見たり、仕事を複数掛け持ちする人がいるという話を聞いたりすると、高物価の地で暮らすことの大変さを感じる。地上の楽園とも思えるハワイの地でも、ホームレスの増加が問題視され、州政府が策を講じてはいるもののなかなか歯止めがかからないと聞く。ショッピングカーに自分の荷物を入れて歩いていたり、公園の一角でただ座っていたりするホームレスの姿を見ることは、ホノルル市内でも難しいことではない。

あとは言葉であろう。ハワイに住む以上は英語を使えなければならない。年のいった筆者などはもう手遅れであるが、家族で行く場合には子どもに英語を習得させる必要がある。ハワイ州の公立小学校では、いろいろな国から来る、英語を母語としない児童に対して英語を習得するプログラムが用意されている。そのクラスでの共通言語は英語である。そこでは、まずは「話すこと」「聞くこと」の学習が徹底していた。その上で「読むこと」「書くこと」も含めて宿題もたくさん出された。もちろん、後に回されていた文法も、きちんとフォローされていた。もっとも、筆者の子どもは、日本の小学生としてはそこそこ英語ができるようになったと思うが、「be 動詞」とか「三単現の s」などという言葉は知らない。

また、筆者の子どもが通学していた公立小学校では、ハワイ語を習う授業も展開されていた。現在のハワイの生活において、ハワイ語を使わなければならない機会は、ほとんどないように思われる。しかし、これはハワイの「伝統」や「文化」、「歴史」を継承していくためにも必要なことなのだろう⁴⁾。

日系の人に関していえば、子どもに日本語を学ばせる親は多いようである。土曜日だけ開講される日本語補習授業校があり、そこでは、日本で使用されている文科省検定済みの教科書が用いられ、児童・生徒は国語と算数の教育を受けられる。もっとも、小学生低学年のうちには学生数も多いが、徐々に少なくなり、中学生クラスになると1学年で十数人となる。2つの言語を学ぶことは、子どもにとって大変なことであろう。それでも、日本の「文化」「伝統」なるものが時には変容しながらハワイにも一部根付いているので、日本語教育は親からすれば自らの子にそのような「文化」「伝統」に触れさせる契機となるのか

4) ネイティブ・ハワイアンは、州内でもかなり少ないように思われる。ハワイ語を使う機会は多くないであろうことは本文でも述べたが、ハワイ大学の博士論文については、英語だけでなく、ハワイ語で執筆しても良いそうである。なお、比較憲法の講義で、教授がカナダにおけるケベック州の位置づけについて言及し、分離・独立志向に理由のあるケベックのような地域は合衆国の中にはない旨の発言をした。これに対して、ある学生が「ハワイがそのような地域だろうが！」というかなり強い調子で反論していたのを思い出す。

もしれない⁵⁾。また、実利的に言えば、2つの言語を使いこなすことができれば、ハワイ社会で生きていく上で武器の1つになるであろう。

おわりに

「ハワイ大ロー・スクール探訪」というタイトルであるにもかかわらず、書き進めるうちに、ロー・スクール以外のこともいろいろと書いてしまった。とにもかくにも、ハワイでは多くの貴重な経験を積むことができた。このような在外研究の機会を与えていただいた専修大学と法学部の先生方、そして筆者を客員研究員として受け入れてくれたハワイ大学ロー・スクール、特に受入教員だった Mark A. Levin 教授とプログラムの責任者である Spencer Kimura 氏に、厚く御礼申し上げます。

5) ボンダンス (盆踊り)、七五三、初詣など、「日本」を感じさせるものはハワイに多く存在する。なお、本文で述べた日本語補習授業校は、もともとは仕事等で一時的にハワイに在住する日本人の子女を教育する学校として設立されたが、今では現地に住み続ける日本人・日系人の子女が多く通う学校になっている。同校の卒業式・修了式では、合衆国の国旗・国歌の掲揚・斉唱とともに、「日の丸」・「君が代」の掲揚・斉唱もなされた。それが国旗や国歌を通して国家を考える機会になったとすれば、式典に参加した子どもたちはどのように「日本」を意識したのであろうか。